

高齢者用肺炎球菌予防接種

【期間】来年3月31日(木)まで
 【場所】協力医療機関
 【対象】市内在住で◇今年度65、70、75、80、85、90、95、100歳になる人(対象者は今月初旬に通知)◇接種日に60歳以上65歳未満で心臓・腎臓・呼吸器の機能に日常生活が極度に制限される程度の障害があるか、ヒト免疫不全ウイルスで免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害がある人
 ※過去に23価肺炎球菌ワクチン(ポリサックライド)を受けた人は対象外
 【料金】4,000円(市民税非課税世帯と生活保護世帯は事前申請で無料)
 【その他】新型コロナウイルスワクチンを接種する場合は、高齢者用肺炎球菌予防接種との間隔を13日以上空けてください。
 ▼詳しくは、健康づくり課(☎65・0065)へ。

育英資金の受け付け

高校や大学等、専修学校専門課程に進学している人で、経済的に修学が困難な場合に育英資金を支給。
 【内容】◇入学金・支度金(新1年生のみ)

皆舞鶴のことが好きなら、シニアランニング結果の冊子を作成

まちの魅力や、まちをどう思っているかを調査したシニアランニングプロジェクトの市民アンケート調査結果を紹介するパンフレットを作成(A3判4つ折り)。市内の観光施設や飲食店などに配架予定です。データ版をホームページでも公開(左コードからアクセス可)。
 ▼詳しくは、広報広聴課(☎66・104)へ。



▲手に取りやすいA5サイズ

市ホームページをリニューアル

市ホームページをリニューアルします。画面の切り替えは4月中旬(予定)。スマートフォンからもより見やすいデザインになるほか、災害情報ページを新設。新型コロナウイルス関連情報と災害時の気象、河川、交通情報などを集約し、必要な情報が得やすくなります(左コードからアクセス可)。
 ▼詳しくは、広報広聴課(☎66・104)へ。



◇通学費補助金・奨学金・修学支援金(高校生のみ)
 【対象】市民税非課税世帯(通学費補助金、大学・専修学校専門課程の入学金は低所得世帯も対象。低所得世帯の基準は、世帯の人数により異なる)
 【申し込み方法】所定の用紙(学校教育課西支所、加佐分室に備え付け。市ホームページからダウンロード)に必要事項を記入し、同課へ。大学等、専修学校専門課程の入学金申請は6月30日(木)まで。高校等の申請は10月29日(金)まで。
 ▼詳しくは、学校教育課(☎66・107)へ。

文化・芸術活動に補助

地域の文化芸術活動を活性化させるための事業に補助。詳細は、市ホームページにも掲載(下コードからアクセス可)。
 【内容・補助上限額】
 4月1日(木)～来年3月31日(木)に実施される次の事業
 ◇まいつる文化の魅力発信部門：文化芸術の魅力を広げ市民に発信する事業(補助対象経費の2分の1以内、上限額20万円)
 ◇まいつる文化力向上部門：文化芸術活動における技術的課題や活動の質



向上など課題解決を目的とした事業(補助対象経費の2分の1以内、上限額15万円)
 【対象】市内の自治会や団体など(条件あり)
 【申し込み方法】4月30日(金)までに必要書類(文化振興課に備え付け。市ホームページからダウンロード)に必要事項を記入し、同課へ。
 ▼詳しくは、文化振興課(☎66・109)へ。

多子世帯・三世代同居・近居に補助

子育てや三世代同居・近居(直線距離2キロ以内)のためのリフォーム費用などを補助。府外から転入の場合には各限度額が2倍になります。
 【募集期間】11月30日(木)まで(予算額に達し次第終了)
 【対象】市内に住民票があるか、市内に転居予定で、次の全てに該当する人。
 ◇子どもが3人以上いる世帯が、新たに三世代同居・近居する世帯の構成員(申請者と世帯構成員に市税などの滞納がない)◇子どもの親権者の年収の合算額が750万円未満◇リフォーム経費を申請する場合は市内に本社(本店)があるリフォーム業者に工事を依頼する
 【対象経費】
 ◇対象者自身が居住する住宅の工事で、

子育てや三世代同居・近居のために必要で、費用が10万円以上かかると来年3月1日までに完了する工事：工事費用の2分の1(限度額100万円)
 ◇対象者が子育てや三世代同居・近居のために必要な住宅を購入：仲介手数料の2分の1(限度額40万円)
 ◇対象者が子育てや三世代同居・近居のために必要な住宅を賃借：仲介手数料の2分の1(限度額5万円)
 ▼詳しくは、子ども支援課(☎66・100)へ。

人権教育・啓発推進計画審議会委員を募集

人権教育や啓発の推進に市民の皆さんの意見を反映させるため、審議会の市民委員を募集。任期は今令和5年3月まで。
 【対象】市内在住か在勤の20歳以上で審議会に出席できる人
 【募集人数】2人
 【申し込み方法】住所、氏名、年齢、性別、電話番号、応募の理由(400字程度)を4月23日(金)までに郵送か持参で人権啓発推進課へ。
 ▼詳しくは、人権啓発推進課(☎66・102)へ。

ごみ処理手数料の見直しは7月1日から 誰もが住みやすい持続可能なまちに

7月からごみ処理手数料の見直しと、ごみ出しの利便性を向上するための新たな取り組みを実施します。内容は「埋立ごみ」「ペットボトル」「プラスチック容器包装類」の指定ごみ袋での収集と可燃ごみ用指定ごみ袋の値上げ、清掃事務所・リサイクルプラザへの直接搬入時の手数料の導入です。
 併せて、ペットボトル、プラスチック容器包装類の月2回収集や高齢者などのごみ出し支援戸別収集、在宅医療で発生するごみの排出支援など、新たなサービスを開始します。

◆手数料見直しの目的

現在、市民1人の1日当たりのごみ排出量は京都府の平均よりも多く、資源化率は府や全国平均よりも低いため、ごみのさらなる減量やリサイクルの推進に取り組む必要があります。舞鶴の環境をより良い形で次の世代に継承できるように、今の世代の暮らし方を見直し、ごみの減量や分別をさらに進めることを目的としています。

◆公平な受益者負担

隣接する全ての市や町で不燃ごみの有料化や指定ごみ袋制を導入しています。ごみを多く出す人が多くの費用を負担し、ごみの減量やリサイクルに取り組む人は負担が少なくなることで、ごみ処理に要する費用を公平に負担することができま

◆ごみ処理に年間13億円

舞鶴市のごみ処理の経費は年間約13億円。対して指定ごみ袋などの手数料収入は約1億7千万円で、残りは市の一般財源で処理を行っています。今回の見直しで、ごみ処理費用の約20%を市民の皆さんに負担いただくこととなります。

◆倍増する直接搬入

ごみの直接搬入の台数は20年前と比べ、清掃事務所は約3・8倍、リサイクルプラザは約2・1倍に増え、受け付けや誘導に係る費用が増加しています。また、施設周辺道路での渋滞が度々発生するなど周辺環境が悪化しており、状況を改善するため周辺自治体同様、直接搬入にかかる受付手数料を導入します。

☎生活環境課(☎66・1005)

【搬入受付手数料】

◇清掃事務所：1回200円
 ◇リサイクルプラザ：1回400円
 また、仕事の勤務時間帯や通院の関係で朝の排出時間に排出できない人には、直接搬入にかかる受付手数料を免除するなど多様化するライフスタイルにも対応していきます。問い合わせは各施設へ。
 【問い合わせ先】清掃事務所(☎63・1614)、リサイクルプラザ(☎64・7222)

袋の区分	価格(10枚あたり)		
	改正後	改正前	
可燃ごみ(家庭用)	10%	100円	80円
	20%	200円	170円
	30%	300円	260円
	45%	450円	400円
可燃ごみ(事業用)	90%	※事業用と兼用	
	45%	450円	400円
	70%	700円	620円
埋立ごみ(新規)	90%	900円	790円
	20%	200円	
	30%	300円	なし
ペットボトル、プラスチック容器包装類(新規)	45%	450円	
	20%	160円	
	30%	240円	なし
	45%	360円	

不燃ごみは地域の集積所で排出

7月から施設への搬入受付手数料の徴収が始まります。4月以降、リサイクルプラザの混雑が予想されます。7種9分別の不燃ごみはなるべく地域の集積所へ。粗大ごみの持ち込みは計画的にお願いします。

《リサイクルプラザ》